別紙

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

（用語の意義）

１　この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

(2)　「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第１項若しくは第３項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第31条の25、第34条第２項、第35条、第35条の２又は第35条の４第２項若しくは第４項第２号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

(3)　「営業廃止命令」とは、法第30条第２項、第31条の５第２項、第31条の６第２項第３号又は第31条の15第２項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

(4)　「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をすることをいう。

(5)　「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第１項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第35条若しくは第35条の２に掲げる罪に当たる違法な行為（２において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（複数の営業所に係る営業停止命令等）

２　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、当該営業所に係る営業の停止等を命ずる場合、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が高く、かつ、指示によっては法の目的を達成するには十分でないと考えられるときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても営業の停止等を命ずることができる。

（指示処分との関係）

３　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第２項及び第31条の25第２項の規定に基づくものを除き、風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る命令等を含む。以下同じ。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分（風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る指示処分を含む。以下同じ。）を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

(1)　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、指導や警告を無視し、又は複数の法令違反行為を行うなど指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

(2)　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

(3)　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4)　短期20日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合

(5)　(1) から (4) までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定）

4　取消し又は営業停止命令（法第26条第２項、法第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

(1)　風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

Ａ　風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、６月の営業停止命令。

Ｂ　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月。

Ｃ　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。

Ｄ　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

Ｅ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

Ｆ　５日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、７日。

Ｇ　営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）

H1　１月以上３月以下の営業停止命令。基準期間は、２月。

H2　20日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、１月。

H3　５日以上１月以下の営業停止命令。基準期間は、10日。

(2)　店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

Ａ　８月の営業停止命令

Ｂ　２月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、４月。

Ｃ　１月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、２月。

Ｄ　20日以上４月以下の営業停止命令。基準期間は、１月。

Ｅ　10日以上２月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

Ｆ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

（取消し）

5　取消しは、量定がＡである処分事由がある場合及び11前段に定める場合のほか、４及び８から11までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、12(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

6　営業廃止命令は、４及び８から11までに定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、12(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

7　取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、２月以上６月以下の営業停止命令とする。

（営業停止命令の併合）

8　処分事由に当たる法令違反行為が２以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（複数の営業所に係る営業停止命令の処理）

9　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関して、一の営業所における法令違反行為を処分事由として他の営業所に係る営業停止命令を行おうとするとき、当該他の営業所に関しても別の法令違反行為に基づく営業停止命令を行おうとしている場合には、当該法令違反行為が一の営業所における法令違反行為と同種の法令違反行為であるか否かを問わず、これらの法令違反行為は８に定めるところにより、併合される。

　他方で、同一の営業者が営む複数の営業所への客引き行為など、一つの法令違反行為が複数の営業所に係る法令違反行為となる場合には、それぞれの営業所に関する一つの法令違反行為として、併合することなく営業停止命令を行うものとする。

（観念的競合）

10　２以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

11　最近１年間に２月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

また、最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について４及び７から10までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

12　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1)　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。

また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、４に定める基準期間（８又は９前段に規定する場合は各処分事由のうちその量定が最も長いものに定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、10に規定する場合は各処分事由のうちその量定が最も長いものに定められた基準期間を基準期間とし、11後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2)　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、４及び７から11までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　最近３年間に同一の処分事由による営業停止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に許可証の返納又は営業の廃止の届出をしたこと（廃業について相当な理由がある場合を除く。）。

(ｳ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｴ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｵ)　従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(ｶ)　悔悛の情が見られないこと。

(ｷ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｸ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｹ)　16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(ｴ)　具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

(3)　法第26条第２項、法第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく取消しに伴う場合は６月、法第30条第２項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は８月とし、法第26条第１項、法第30条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(4)　一の営業所に関する法令違反行為について、当該営業所のほか、他の営業所に関しても営業停止を命ずる場合、これらの営業停止の期間は、必ずしも同一である必要はなく、営業所ごとに過去の違反歴等の個別具体の事情に応じて決定される。

（行政処分相互の関係）

13　取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第２項、法第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

14　営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処　分　事　由	関係条項	量定
【無店舗型性風俗特殊営業】		
＜法に規定する罪に当たる違法な行為＞		
（１）　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
（２）　営業届出義務違反の罪	第31条の2第1項・第3項、第53条第5号・6号	B
（３）　営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の2第2項・第3項、第55条第6号	E
（４）　広告・宣伝の禁止違反の罪	第31条の2の2、第54条第1号	C
（５）　広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の3第1項（第28条第5項）、第54条第2号	C
（６）　いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第２条第７項第１号の営業）	第31条の3第1項（第28条第13項）、第53条第7号	B
（７）　禁止区域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第1項）、第49条第5号	A
（８）　禁止地域内営業の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第2項）に基づく条例、第49条第6号	A
（９）　客引き禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第1号）、第53条第1号	B
(10)　客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第2号）、第53条第1号	B
(11)　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第4号）、第51条第1項第5号	B
(12)　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の3第2項（第28条第12項第5号）、第51条第1項第5号	B
(13)　年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第3項第1号、第51条第1項第6号	A
(14)　標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の5第3項（第31条第4項）、第31条の6第3項（第31条第4項）、第56条第6号	E
(15)　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第54条第3号	D
(16)　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第54条第4号	D
(17)　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第54条第5号	D
(18)　報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第54条第6号	D
(19)　立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第54条第7号	D
＜法第31条の５第１項及び第31条の６第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(20)　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に		A

係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。)、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助（ほう）する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		
(21)　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(22)　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(23)　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
(24)　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
(25)　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
(26)　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
(27)　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
(28)　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(29)　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(30)　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(31)　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
(32)　(31)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
(33)　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
＜政令で定める重大な不正行為＞		
(34)　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から		B

第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		
(35)　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
(36)　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
(37)　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
(38)　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
(39)　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
(40)　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(41)　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(42)　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(43)　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
(44)　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して法第２条第７項第１号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
(45)　(44)に規定する手段によって、客に(44)に規定する役務の提供を受けること又は法第２条第７項第２号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
＜法に基づく処分に違反する行為＞		
(46)　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示	第31条の2第5項、第31条の4第1	C

処分違反	項、第31条の6第2項第1号	
(47)　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第18条の2第1項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(48)　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第8項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(49)　広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第9項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(50)　営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(51)　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(52)　年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(53)　(46)～(52)以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(54)　営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、第31条の6第2項第2号・第3号、第49条第4号	A

備考
（量定基準）
Ａ　８月の営業停止等命令
Ｂ　２月以上８月以下の営業停止等命令。基準期間は、４月。
Ｃ　１月以上８月以下の営業停止等命令。基準期間は、２月。
Ｄ　20日以上４月以下の営業停止等命令。基準期間は、１月。
Ｅ　10日以上２月以下の営業停止等命令。基準期間は、20日。
Ｆ　５日以上40日以下の営業停止等命令。基準期間は、14日。